

## クラウドバンク利用規約 2018年9月19日改定 新旧対照表

(改定箇所には下線を付しております。)

改定前	改定後
<p>第2.27条（本サービス利用の制限等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (省 略)</li> <li>2. 当社は、お客様の取引状況、お客様からのお預り資産の状況に照らし、お客様の本サービスのご利用を制限し又は停止する場合があります。 (新 設)</li> </ol> <p>第3.3条（解約事由）</p> <p>次に掲げるいずれかに該当したときは、本サービスに関する契約及びクラウドバンク匿名組合契約は解約されるものとします。ただし、クラウドファンディング口座からクラウドレンディングに出資され、その全額（毀損した元本がある場合にはその毀損した元本に相当する金額を除きます。以下同じ。）の返還を得ていない出資金がある場合及びその全額の分配を受けていない分配金・清算金がある場合には、その全額の返還及び分配がなされるまでの間、新たに出資金を払い込むことはできないものとし、その全額の返還及び分配が完了した後に、本サービスに関する契約及び本匿名組合契約が解約されるものとします。</p> <p>(1)～(26) (省 略) (新 設)</p>	<p>第2.27条（本サービス利用の制限等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (現行どおり)</li> <li>2. 当社は、お客様の取引状況、お客様からのお預り資産の状況、<u>年齢等</u>に照らし、お客様の本サービスのご利用を制限し又は停止する場合があります。</li> <li>3. <u>当社は、お客様の取引状況、お客様からのお預り資産の状況、年齢等に照らし、お客様に本サービスのご利用状況等を調査・確認することがあり、お客様はこれに協力することとします。</u></li> </ol> <p>第3.3条（解約事由）</p> <p>次に掲げるいずれかに該当したときは、本サービスに関する契約及びクラウドバンク匿名組合契約は解約されるものとします。ただし、クラウドファンディング口座からクラウドレンディングに出資され、その全額（毀損した元本がある場合にはその毀損した元本に相当する金額を除きます。以下同じ。）の返還を得ていない出資金がある場合及びその全額の分配を受けていない分配金・清算金がある場合には、その全額の返還及び分配がなされるまでの間、新たに出資金を払い込むことはできないものとし、その全額の返還及び分配が完了した後に、本サービスに関する契約及び本匿名組合契約が解約されるものとします。</p> <p>(1)～(26) (省 略) <u>(27) 本サービスの利用がお客様（お客様が法人である場合にはその取引を担当する自然人）の意思に基づくものでなく又は本取引がお客様の資金によるものでないことを当社が確認したとき</u></p>

以上